令和2年度 第3回 赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時 令和2年11月17日(火) 10:00~10:40
- 2 開催場所 赤穂市総合福祉会館3階 集会兼運動指導室
- 3 出席者
 - (1) 委員

児嶋佳文委員、内海貴美子委員、梅澤加織委員、黒川耕次委員、木村佳史委員、藤田真紀子委員、 溝端善子委員、冨田千賀委員、中川裕美子委員、山本亮委員、前田智子委員、松本松枝委員

(2) 事務局

柳生 信 (健康福祉部長)、丸尾 誠 (社会福祉課長)、松田留美子 (障がい福祉係長)、綿田 薫 (障がい福祉係主事)、吉田早希子 (赤穂市障がい者基幹相談支援センター)

(3) オブザーバー

濱本さとみ (西播磨圏域コーディネーター)

4 協議事項

第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画(案)について

- (1)計画案にかかる意見照会の結果について【資料1】
- (2) 計画素案について【資料2、3】
- (3) パブリックコメントの実施について【資料4】
- 5 情報提供・意見交換
 - (1) 重度心身障がい児への支援の在り方について(ショートステイ等を含む義務教育段階以降の支援)(教育委員会学校教育課)
- 6 その他
- 7 閉会

事務局

それでは時間が参りましたので、ただいまより、令和2年度第3回赤穂市障害者 自立支援協議会を開会いたします。

この会議の傍聴についてですが、本協議会は、協議会設置要綱第7条の規定によりまして公開することとなっておりますが、傍聴の希望がなかったことをご報告申し上げます。

次に、欠席委員についてですが、事前に欠席のご連絡をいただいておりましたのが、赤穂仁泉病院の深井委員、赤穂商工会議所の小田委員より欠席の報告を事前にいただいております。また、本日急遽でございますが、赤穂健康福祉事務所の柿本委員より欠席の連絡、また、赤穂市身体障害者福祉協会の木村委員、赤穂特別支援学校の内海委員より若干遅れるという連絡をいただいておりますので、木村委員、内海委員につきましては、追って出席いただけるものと考えております。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

次第2、会長よりごあいさつ申し上げます。

会長

みなさん、おはようございます。

本日は公私ともお忙しい中、第3回目の協議会にご出席を賜りまして誠にありが とうございます。

前回の協議会におきましては、第6期赤穂市障がい福祉計画、また、第2期赤穂 市障がい児福祉計画の素案についてご協議を願ったところでございます。それらに 基づきまして、本日につきましては、事前に事務局の方で計画案についてのご意見 をいただいて、意見聴取ということもさせていただいておりますので、それらの結 果の説明を願った後に計画案についてご審議を願うこととなっております。

スケジュール的にはパブリックコメント前の協議会については、本日が最終ということになろうかと思いますので、慎重なるご審議をお願い申し上げます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染状況につきましては、兵庫県は5段階決めておりますけれども、その最上位の感染拡大期の2ということで、本日の会議につきましては窓を開けて、ちょっと寒いんですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長の方に進行をお願いいたします。

議長

それでは、ここからは私の方で会の進行をさせていただきます。

議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、次第に従って進めます。次第の3協議事項 第6期赤穂市障がい福祉 計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画(案)についての(1)計画案にかかる意見照 会の結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、(1)計画案にかかる意見照会の結果について、資料1をご覧ください。 委員の皆様から事前に計画案に対するご意見を照会いたしましたところ、1件の ご意見がございました。

No.1についてですが、計画案の22ページに関連いたしまして、感染症対策の推進についてということで、障がい者の方がコロナ感染となった場合、障がいを理由に入院を断られる場合があります(特に施設入所中、入院中の方)。この場合、健康福祉事務所との連携が大切と考えますが、市としては具体的にどのような対策を考えているのか、一定の方針だけでも明示する必要があると考えます。といったご意見をいただきました。こちらにつきましては市の方で協議をいたしまして、感染症対策(新型コロナウイルス感染症対策)につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策)につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づきまして対策を講じているところでありますが、方針が随時改定されている状況にあることから、具体的な対策や方針を計画に明示することは難しいと考えます。個別具体の対応については、県の方針や同行を踏まえ、対応してまいりたい、と考えております。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

この件に関しましては、今クラスター等件数もかなり、北海道、札幌市でかなり のクラスターが発生して、高齢者の福祉施設については、入院ではなく施設で対応 している、施設の中で療養されていると、そのようなケースも増えております。 よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、次、(2)計画案について、資料2、 資料3でございますけれども、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、(2)計画案についてご説明させていただきます。

資料2、資料3と参考資料をご覧ください。

参考の資料につきましては、計画案の事前配布時に修正した部分を一覧にしたものです。まずは、こちらの変更箇所からご説明させていただきます。

1番目につきましては、資料3の計画案の2ページ、3の本文中になりますが、 赤穂市障がい福祉長期計画を上位計画として策定する旨の記載が漏れておりました ので、「赤穂市総合計画の分野別計画として平成30年3月に策定された「赤穂市障 がい者福祉長期計画」を上位計画として策定する計画となっています。また、本計 画は、」といった部分を追記しております。

2番目については、同じく2ページの4(3)のパブリックコメントの実施の日

程を令和3年1月15日までとしておりましたが、令和3年1月14日までと修正 しております。

3番目は9ページ、10ページの表の出典元になりますが、元々、赤穂健康福祉 事務所調べとしておりましたが、兵庫県を追加して兵庫県赤穂健康福祉事務所調べ と修正しております。

4番目は新型コロナウイルスに関する事項の記載をしてはどうかという、委員さんのご意見がありましたので、18ページの基本指針のところになりますが、一番最後に「7 感染症対策の推進」として項目を追加し、「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から感染拡大防止策の周知徹底を行い、感染症発生時においても障害福祉サービスの提供が継続できるよう対策の推進に努めます。」としております。

5番目は、22ページの相談体制の充実・強化等について、目標について国から 考え方を示される予定で、示されたのちに項目を入れる予定でございましたが、こ の考え方については、国の方から未だ示されないため、国の基本指針に基づきまし て目標設定項目を追加したものでございます。

総合的・専門的な相談支援の実施については、現在、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施をしているところでございます。

地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言及び地域の相談 支援事業者の人材育成の支援については、自立支援協議会の相談支援部会において 事例検討・助言等を年6回程度実施いたします。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施については、部会や各種会議の参加を通じて実施してまいります。

6番目は4番目に関連して、22ページに感染症対策の推進についての目標を追加しております。「感染症対策においては、県や関係機関と連携を図り、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等に努めるとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する情報の提供に努めること」といたします。

7番目は28ページ、(4) 就労移行支援事業所の市内事業所数に誤りがありましたので3事業所を2事業所に修正しております。

8番目は33ページ、(1)計画相談支援事業所の市内事業所数に誤りがありましたので、4事業所を5事業所に修正しております。

9番目は40ページ、1理解促進研修・啓発事業の四角囲みの事業説明の部分に つきまして、赤穂市総合計画との整合性を図るため、1行目から2行目にかけまし て「障がいのある人とのコミュニケーション(手話、点字等)をはじめ、」という文 言を追加しております。

10番目は41ページの(1)障害者相談支援事業の目標設定について、今後の 基幹相談支援センター設置の考え方から、実施個所数として記載していたものを実 施の有無として修正しております。

続きまして、資料2について説明いたします。資料2をご覧ください。

資料2は、計画案の事前配布後に事務局で修正したものとなります。こちらにつきましては、事務局で検討するなかで、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を明確に記載したほうがいいのでは、ということになりまして、資料3の計画案の23ページに第6期赤穂市障がい福祉計画に基づく見込み量、35ページに第2期赤穂市障がい児福祉計画に基づく見込み量といった見出しを追加したものでございます。

その他、事務局のほうで誤字・脱字や句読点、文字ポイント等軽微な修正を行っております。

また、今年度策定されます赤穂市総合計画等におきまして、SDGsといいまして「持続可能な開発目標」に関する項目が盛り込まれております。このSDGsについて、本計画への項目追加についても事務局で検討いたしましたが、今回の計画にはSDGsに関する項目は必要ないと判断しております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま、事務局のほうから計画素案からの皆さんからのご意見、事務局の方で 修正した箇所等について説明がありましたが、このことについてご意見、ご質問等 ございましたらお願いいたします。

委員

感染症対策についての先ほどの説明の中に、施設の中でのクラスターとかそういう場合には施設の中で対応する、といったことを言っていましたが、在宅で、家にいて親が感染した時の本人さんをどうするのかといったことであったり、本人さんがかかったときの入院先といったことが一番、今のところどうするのかといったところが気になります。赤穂市では障がい者の方で罹ったという方はいらっしゃらないんですか。実際、そういうことが他の市町ではありますでしょう。だいたいが自粛されている方なんですけど、在宅で私がコロナにかかったら娘をどうしよう、という心配があります。自分が隔離された家族の中で、本人が今まで行っていた事業所に行ったりすることができるのかというところとか、いろいろ心配はあるのですが、それに対してどうしていくかというところとか、いろいろ心配はあるのですが、それに対してどうしていくかというところとか、いろいろ心配はあるのですが、それに対してどうしていくかというところとか、いろいろ心配はあるのですが、それに対してどうしていくかというところとか、いろいろ心配はあるのですが、それに対してどうしていくかというところは、今回、地域生活支援拠点が基幹相談支援センターになったということで、基幹相談支援センターがかなり重要になってくると思うんです。事業所に通うのかどうするのかというところなんですけれども、基幹相談支援センターはこの計画の中でも、実施ということになっていましたが、機能の充実というところ、保健所とかもちろんそうなんですけど、子どもを

	どうするかということになると、どこかに相談しなければとなるときに、地域生活
	支援拠点が基幹相談支援センターにあれば、そちらを頼るということになると思い
	ますので、基幹の方の目標の運用の状況の充実といいますか、それをこれから内容
	を充実していっていただいて、私たちは頼りたいと思いますので、よろしくお願い
	します。
議長	今のご意見に対して、何かありますか。
事務局	赤穂市の中で障がいのある方が新型コロナウイルスに感染したかどうかというこ
	とについては、県からの情報は、県のホームページに載っている情報以上のことは
	市に入ってきませんので、障がいのある方で新型コロナウイルスに感染した方がい
	らっしゃるかどうかということは、市では把握しておりません、と言いますか、把
	握できない状況です。ただ、保護者さんからもそういった相談はない状況ですので、
	そういう方はいらっしゃらないんじゃないかなと思います。
	新型コロナウイルスに感染した場合というのは、入院ということで県の方からも
	通達されておりますので、障がいのある方が感染した場合には、病院の方で対応と
	いうことになってくるかと思いますが、保護者が新型コロナウイルスに感染して、
	もし、障がいのある方が残された場合は、今、県の方で体制を構築しているところ
	でございまして、保護者が感染して障がいのある子どもさんがPCR検査で陰性で
	あった場合は、まずは市町の方で受け入れてくれる障害福祉サービス事業所を探し
	て、なるべくそちらの方で対応するということになっています。
委員	障がいのある本人が新型コロナウイルスに感染した場合は、普通は入院とか、離
	れるとなると親子でと思ってしまう人が多いと思うんですけど、本人さんが一人で
	は不安だいうところもあって、その辺も、親と一緒にとなると親が罹るのを覚悟で
	一緒にということになってしまうと思うんですけど、その辺も今後、どうなるのか
	なと思っています。
事務局	入院に関しましては、県の方、保健所の方と調整していくことになろうかとは思
	いますので、個別対応ということになってくるとは思います。
議長	よろしいでしょうか。
	兵庫県の場合は、感染した場合は必ず入院させるというのが県の方針ということ
	で、ニュースなんかでは流れているようです。
	ほかにございませんか。
	事務局の方から、最後にSDGsについて、本計画には載せる必要はないという
	結論部分だけの説明があったのですが、今回はそこまではいいというようなことで
	すけども、今後はどのように考えているのか。
事務局	今回の計画の策定につきましては、基本的に数値目標の見直しといったところを
	中心としておりますので、SDG s については、次回の長期計画を策定する時に盛
	り込むことを検討することと考えております。
議長	分かりました。次の長期計画を策定する時にあわせてというふうに理解して、S
	DGsについては2030年に向けての目標ですから、その辺で対応していくとい

	うふうに理解していいということですね。
	他にございませんか。
	他にないようでございますので、次、(3) パブリックコメントの実施について、
	事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、資料4をご覧ください。
	第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画案のパブリックコ
	メントの実施についてです。
	パブリックコメントの実施の期間は令和2年12月15日から令和3年1月14
	日までで、市のホームページ、社会福祉課、市内公民館において計画案の閲覧がで
	きるようにいたします。提出の方法は、郵便、FAX、メールのいずれかで、提出で
	きる人は市内に在住、在勤、在学の人、市内に事務所や事業所等がある法人、団体等
	 です。提出いただいた意見の概要と検討結果につきましては、市のホームページ、
	社会福祉課、公民館で閲覧できるようにいたします。また、意見に対する個別の回
	答はしないこととさせていただいております。同時期に介護保険の計画もあわせて
	パブリックコメントの実施をすることとなっています。
	また、計画案はパブリックコメントまでに最終チェックを行いまして、軽微な修
	正や国・県の通知などによる変更が生じた場合の対応は事務局に一任いただければ
	と考えております。
	説明は以上です。
議長	ありがとうございました。
	ただいま、事務局からのパブリックコメント実施についての説明がありましたが、
	このことについて質問等ございましたらお願いします。
委員	この障がい福祉計画も障がい児福祉計画も大変重要なものだと思うんですけれど
	も、これがなかなか当事者の方、ご本人やご家族に非常に身近なものではないとい
	うか、あまり目に触れるものではないというのが、現状ではないかなというふうに
	私は感じています。ですので意見募集についても、市のホームページに掲載とある
	んですけれども、それを見ている人がどのくらい障がいに関わる人たちの中にいる
	のかということを考えると、もう少し公表の方法というのを考えることができない
	のかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
議長	事務局、どうですか。
事務局	公表の方法はこのようになっていますが、広報あこう12月号で周知することと
	しておりますので、それを見ていただいたうえで、ホームページを見ていただくと
	か市役所まで来ていただく、または公民館で閲覧していただくというようにしてい
_	ただければと考えております。
委員	分かりました。
事務局	補足と言いますか、今のご意見を伺いまして、基幹とも話をしまして、パブリッ

	クコメントについては、市のルール的な形で実施させていただいているところが、
	この公表の方法として、市のホームページ、社会福祉課、公民館に設置という形で
	ご覧いただくということになるんですけれども、今のご意見を参考にさせていただ
	いて、赤穂市障害者自立支援協議会に各部会がございます。このあと、12月にも
	2回ほど部会をする予定があるということですので、パブリックコメントの周知を
	するとともに、概要程度になるかもしれませんが、この計画についてご説明させて
	いただく機会を設けられればと思っております。
委員	ありがとうございます。大変いいことだと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。
	他にございませんか。特にないようでしたら、(1)から(3)の全体を通じてご
	意見、ご質問等ございませんか。
	特にないようでございますので、ただいまの3つの協議事項につきまして、承認
	することにご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	ご異議なしということで、本協議事項につきましては承認することといたします。
	なお、先ほども事務局の方から説明がありましたとおり、パブリックコメントの
	実施にあたりまして、軽微な修正等がありましたら、事務局に一任ということでお
	願いします。
	次に次第4 情報交換・意見交換に移ります。
	(1)教育委員会学校教育課の「重度心身障がい児への支援の在り方について(シ
	ョートステイ等を含む義務教育段階以降の支援について)」、お願いします。
委員	失礼いたします。
	意見交換ということで、ひとつ情報提供ということでお願いしたいのですが、現
	在、就学先決定ということで赤穂市教育支援委員会等々重ねて就学先の決定を続け
	ているところです。
	ですが、就学先決定の際は、こういった機会をとおして保護者等に今後の支援の
	見通しであるとか、お子さんの育ちの見通しをもった形での就学先決定、そしてそ
	の後の支援サービス等との情報提供が大変不可欠な状況になっております。学校教
	育課としましては、卒業後の自立支援等の情報の必要性が非常に強くなってきてお
	りますので、本日協議されている第6期、第2期の福祉計画について、この中には
	たくさん散りばめられていると思うんですが、学校教育課としてその情報を確実に
	集積をしたいという思いと、現在、赤穂市立学校、小中学校には重度心身障がい児
	というふうに書かせていただきましたが、重度障がいの方というのは在籍はしてお
	りません。ですが、近隣の市町はといいますと、若干、1、2名ではありますが、通
	常の市町立学校に在籍をして、かつ、特別支援学級で学習を進めているという児童、
	生徒が複数出てきていると、そういった実態もございます。ですので、赤穂市にお
	いて、今後こういった重度の障がいのある子どもの支援をしていく体制整備という

	のが急務ではないかなと考えております。
	そこで、本日の資料3の26ページに重度障害者等包括支援ということも踏まえ
	て、現在は市外の事業所利用で対応ということで今回の計画の中であったわけです
	が、今後市内での展開について、情報、意見交換ができたらなということで勉強さ
	せていただきます。
議長	ありがとうございました。
	ただ今の説明等につきまして、ご意見・質問等ございましたらお願いします。
委員	今、教育委員会からご意見をいただきまして、本校といたしましては大変感激し
	ております。ありがとうございます。
	今、赤穂市の方には確かに在籍されておりませんが、赤穂市在住の児童、生徒が
	本校に来ているという形になっております。赤穂市にいないというわけではないと
	いうことを知っていただきたいことと、以前からこのようなことは本校からお伝え
	させていただいていたことが、まさにインクルーシブ教育が今始まったばかりで、
	学校教育課の方からこのようなご意見をいただけたということ、本校としては本当
	にうれしく思います。本当に地域で子どもたちを見ていただきたいと思います。
	今、お話がありましたとおり、実際に本校の高等部3年生ではありますが、小学
	部1年生の時から本校に来ている医療的ケアを受けている生徒が、結局、赤穂市内
	だけでというのが厳しく、たつの市のほうで来年4月から開設される施設の方に、
	何とか決まってくれないかなという、まだそんな状況です。確かに近隣、特に姫路
	のほうでは通常の学校の特殊学級の方には、こういう子どもがどんどん来ておりま
	すので、保護者のニーズも地域で子どもを育てたいというニーズが増えてきており
	ます。本当に赤穂市でこういったところを考えていただけたらと思います。
	保護者の方も、この障がい福祉計画について、保護者の意識もすごく高くなって
	きております。保護者の方から意見もあるかと思いますので、そういったところも
	お聞き届けいただけたらなと思います
議長	ありがとうございました。
	せっかくの機会でございますので、他に委員さんの方で何か情報提供がございま
	したらお願いいたします。
	ないようでしたらこれで本日の議題は全て終了しました。
	最後に事務局から連絡事項等ありましたら、よろしくお願いします。。
事務局	失礼いたします。
	本日は、長時間ご協議いただきましてありがとうございました。
	先ほど協議事項の中でご説明させていただいた中で、パブリックコメントを12
	 月15日から1月14日までということでご説明いたしましたが、これはあくまで
	も予定でございます。若干、日程調整の関係でずれることがあろうかと思いますが、
	もし、日程が変わるようであれば、何らかの形でお知らせ等できればと思っており
	ます。
	[d) o

このパブリックコメントを実施しまして、ここで意見等がでれば事務局でこの意見をまとめまして、次回協議会開催までに事前の報告できればと考えております。そのうえで、第4回協議会という形で、最終的なこの計画を成案という形で進めていきたいと考えております。スケジュールといたしましては、1月下旬から2月上旬に開催を予定しております。日程調整は年明けになろうかと思いますので、ご了承いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

議長

それでは、これをもちまして令和2年度第回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。本日はご苦労様でした。